



●空き家について考える…2～4 ページ

広報  
**あおくわ**  
ookuwa



**5**  
**2019**  
No.535

## 特集

# 空き家について考える

人口減少や少子高齢化等により、空き家の数が全国的に増加しています。総務省が5年に1度実施している住宅・土地統計調査によると、平成10年時点で576万戸あった空き家は、平成25年時点では820万戸に増加しており、総住宅数の13.5%を占めているという結果が出ています。

大桑村でも近年空き家が目立つようになり、今後さらに増加していくことが予想されます。大桑村の空き家問題・対策について考えてみましょう。

### 空き家は何が問題なのか

空き家は、家に人が住んでいないという状況が問題となるわけではなく、家屋やその周辺環境が適切に管理されていけば問題は起こりません。管理がおろそかになると、家屋の劣化や敷地内の環境悪化を招き、家屋と周辺環境に悪影響をもたらします。具体的な例として次のようなものが挙げられます。

#### ●防災面での問題

放置された家屋が劣化することにより、一部または全部が倒壊し、近隣に被害が出ることは全国でも見られる問題です。「台風で瓦や家屋の一部が飛ばされる」、「積雪の重みに耐えられず屋根等が倒壊する」、「地震で外壁や塀が崩れる」等の可能性があり、倒壊部が通行人に当たればけがをすることも考えられます。

#### ●防犯面での問題

人が住んでいない家屋は、犯罪の温床になる可能性があります。例として「放火の対象として狙われる」、「不審者が滞在する」、「敷

地内へのごみ等の不法投棄が行われる」等が挙げられます。空き家の中までは近隣住民の目も届かず、犯罪を未然に防ぐことが難しくなるという問題もあります。

#### ●衛生面での問題

空き家となった場合、家屋はもちろんのこと、敷地内の庭や玄関先の管理も行き届かなくなることが考えられます。雑草が茂り、庭木が伸びることで、周囲から見えなくなり、野良猫や野良犬、ネズミ等のすみかとなってしまいます。ハエや蚊、シロアリ等の害虫が発生する可能性もあります。ごみ等の不法投棄が行われた場合、害虫や害獣、悪臭などが発生することもあります。

### 空き家の原因

空き家所有者の多くが抱えている問題が生活拠点等の変化です。「所有者が家から離れた介護施設に入居した」、「家から遠く離れた場所に住む子が相続した」等の理由によって、管理がしたくてもできない状況が考えられます。最近では近隣住民

との関係が疎遠になってきているため、誰かに管理を依頼したいが、できないといった状況になっています。

家屋の補修や管理、倒壊した家屋の撤去に費用が掛かってしまっても、空き家として放置されてしまう原因の一つです。

### 大桑村の空き家の状況

村内でも空き家が増加していることを受け状況を受け、平成30年9月から10月に、村内全域を対象とした空き家調査と所有者へのアンケート調査を行いました。

アンケートの回答状況

132通送付、83通回答（回答率62・8%）

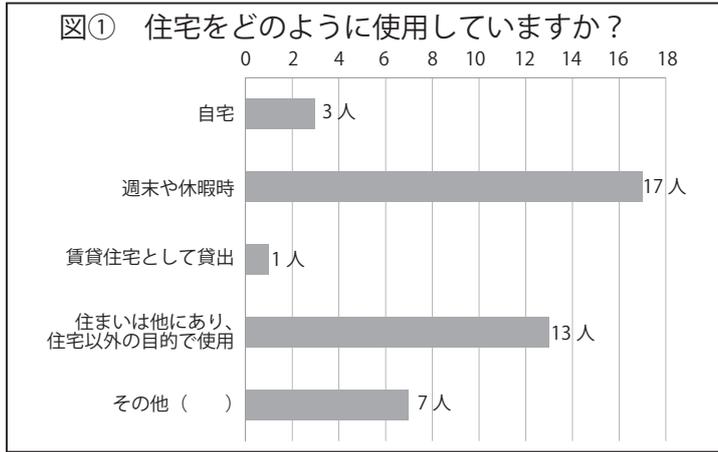
アンケート項目および回答内容

#### ◆空き家使用状況

空き家を何らかの目的で使用しているのは41戸（49%）、使用していないのは40戸（48%）、未回答が2戸（3%）でした。

◆使用目的

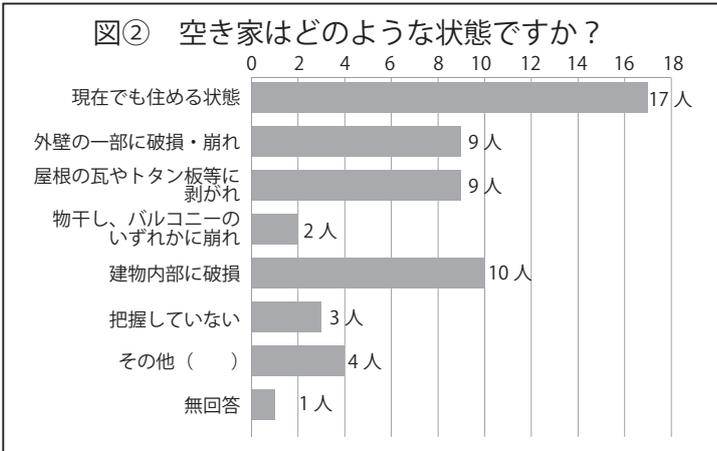
何らかの目的で使用していると答えた人のうち、「週末や休暇時に使用」が17件（41・5％）、次いで「住まいは他にあり、住宅以外の目的で使用」が13件（31・7％）でした。「賃貸住宅として貸出」という回答が1件ありました。（図①）



※以下は空き家を使用していないと答えた人の回答です。

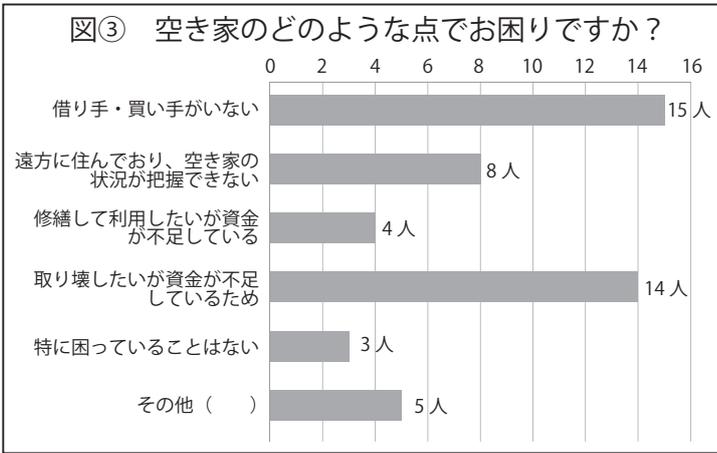
◆空き家の状態 ※複数回答

「現在でも住める状態」が17件（31・5％）であるのに対し、外壁や屋根、建物内部などに何らかの破損が見られるという回答が合わせて30件（54％）と、半数以上の空き家は居住ができないもしくは居住するには補修が不可欠であると考えられます。なお、「空き家の状態を把握していない」という回答が3件（5・4％）ありました。（図②）



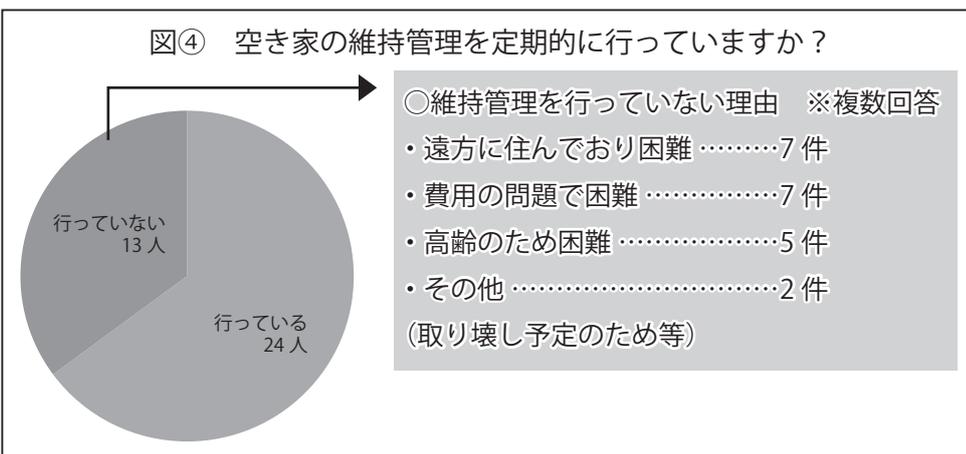
◆空き家の困っている点 ※複数回答

「借り手・買い手がいない」が15件（30・6％）、「取り壊したいが資金が不足している」が14件（28・6％）で回答の多くを占めました。「遠方に住んでおり、空き家の状況が把握できない」や「特に困っていることはない」との回答はあつるものの、大半が空き家に対して悩みを抱えていることがうかがえます。（図③）



◆維持管理状況

半数以上は定期的に管理を行っているとの回答ですが、約3割については、「遠方に住んでいる」や「費用面」、「高齢」等の理由から管理が困難となっていることがわかりました。（図④）

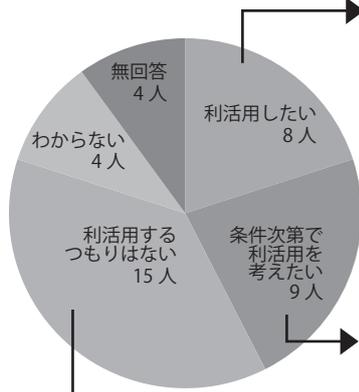


◆空き家利活用の希望状況

「利活用するつもりはない」が最も多く15件（37・5％）でした。その理由として「取り壊しを予定している」、「他人に貸したくない」等の回答がありました。

一方、「利活用したい」、「条件次第で考えたい」は合わせて17件（42・5％）で、売却や賃貸を希望する回答が多くありました。（図⑤）

図⑤ 空き家の利活用を希望しますか？



●どのように利活用したいか ※複数回答

- ・自身の所有物の保管場所に使用したい…… 2件
- ・賃貸住宅として貸し出したい…………… 6件
- ・商店・事業所として貸し出したい…………… 1件
- ・ボランティアや地域活動に貸し出したい…………… 2件
- ・建物・土地を売却したい…………… 6件

●どのような条件なら利活用するか ※複数回答

- ・建物の修繕費用の目途が立てば…………… 8件
- ・よい借り手がみつければ…………… 3件
- ・利益が確保できれば…………… 1件
- ・地域の役に立てば等…………… 2件

●利活用しない理由 ※複数回答

- ・将来使用する予定がある…………… 2件
- ・取り壊す予定…………… 10件
- ・他人に貸したくない…………… 3件
- ・現状のまま手放したい…………… 1件
- ・村で取り壊していただき、村営住宅を希望…………… 1件

大桑村の空き家対策

空き家の問題は多岐にわたり、所有者個人の対応を待つだけでは、空き家の増加を抑えることは困難です。空き家問題は発生してからでは解決が難しく、問題が発生する前からの対策が重要です。村ではこうした問題の対策として、「空き家情報バンク」、「空き家対策補助金」を運用しています。

●空き家情報バンク

所有者が空き家や空き地の情報を登録し、ホームページ上で公開して買取りや賃借希望者を募集しています。平成23年に制度化し、過去に31件の契約が成立しています。

●空き家対策補助金

空き家の有効活用による定住人口の増加と近隣家屋への被害防止のため、空き家の所有者や定住者が空き家に対して行う事業に必要な経費に対し補助金を交付します。

★空き家活用事業

空き家を賃貸または売却して定住化を促進するため、家財道具等の搬出や清掃等にかかる費用を補助。空き家情報バンクに登録され

た5年以上使用可能な物件が対象。

○補助額

5万円以上の費用で1/2を補助（限度額10万円）

★空き家改修事業

定住者が新たに賃貸または購入した空き家情報バンクに登録のある空き家の改修工事にかかる費用を補助。

○補助額

工事金額50万円以上で8/10を補助（限度額50万円）

※村内の業者が施工すること。

★老朽空き家対策事業

環境保全や防災対策、劣化による被害発生防止のための空き家解体工事（所有者の建替のためのものを除く）や土地の整地、清掃費用を補助。

○補助額

費用の8/10を補助（限度額50万円）

※村内の業者が施工すること。

★共通事項

各事業とも各年度内に完了すること。

▼問い合わせ先

建設水道課建設住宅係  
TEL\*55-3080

◆有権者数・投票者数・投票率(在外を含む)と開票結果

	有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)
	男	女	計	男	女	計	
第1投票所 (須原地区館)	406	414	820	295	320	615	75.00
第2投票所 (中央公民館)	499	559	1,058	387	436	823	77.79
第3投票所 (野尻地区館)	632	688	1,320	465	501	966	73.18
計	1,537	1,661	3,198	1,147	1,257	2,404	75.17

候補者名	得票数
山本 秀樹	229
清水 芳昭	275
坂家 しげよし	540
鈴木 武	186
うりお 美佐子	195
木戸 かんいち	121
細田 光一	81
沼 友行	147
勝野 せいこ	357
岩佐 たかとし	245
佐藤 あきひこ	14

有効得票数	無効得票数	計
2,390	14	2,404

# 大桑村議会議員一般選挙投票結果

4月21日、大桑村議会議員一般選挙の投票が行われ、即日開票の結果、10人の議員が当選しました。翌22日には役場で当選証書付与式が行われ、当選議員が選挙管理委員長から当選証書を受け取りました。

新たな議会議員の任期は、4月30日から4年間です。

次号の広報おおくわで、当選議員の今後の抱負等を掲載します。

※掲載順は立候補届け出順

(敬称略)

## 大桑村の明日を語る集い 意見を村へ提出

4月4日、大桑村社会教育委員の会の議長、東野幸夫さんが、貴舟村長へ、2月24日開催の「大桑村の明日を語る集い」の意見と参加者アンケートを提出しました。

「社長になってみませんか?」あなたがどんな会社にする?」が今回のテーマ。小学5年生から91歳までの参加者が世代を超えて同じテーブルにつき、大桑村の魅力を生かした夢の会社について議論を交わしました。

参加者の中からは「村民全員が社員になり、自然や伝統文化を参加体験型で売り出す」、「大桑村のおいしい学校給食を販売するレストランを作る」、「ゆるキャラや方言ラップの開発」など独創的な意見が多くありました。

東野さんは、「子どもたちから出る意見がとても新鮮で、あつと驚かせられるようなものも多くあった。これからも幅広い年齢層から意見を聴く機会を大切にしていきほしい。」と語りました。

▶明日を語る集いの様子



▶東野議長(左)と貴舟村長(右)



# 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やケガをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者が保険税を出し合い、医療費をお互いに助け合う制度です。

国民健康保険制度改革により、平成30年4月からは県が財政運営の責任を担っており、村は県から示された納付金を納めるため県が示す標準税率を参考に適正な税率を設定する必要があります。

今回の改定は、県内統一の税率を目指し、従来の4方式から資産割を賦課しない3方式への移行と、国保広域化に伴う急激な負担増を回避するため、毎年度段階的に税率を見直していくものです。

## 税率は次のようになります

区分	所得割 (%)		資産割 (%)		均等割 (円)		平等割 (円)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療給付費分	6.20	6.40	35.00	28.00	16,500	18,200	17,000	18,900
後期高齢支援金分	2.00	2.10	9.00	7.20	5,500	6,200	5,000	5,600
介護納付分	1.80	1.90	10.80	8.00	5,000	5,900	4,500	5,000

## ★国保税はいくらになりますか？

### (例1) 夫婦2人70歳以上の場合

- 課税所得 なし  
(収入) 夫：給与・年金 …… 150万円  
妻：年金 …… 50万円
- 固定資産税 …… 3万円
- 低所得者世帯の7割軽減  
年間800円減額となります。

区分	平成30年度	令和元年度
医療分	26,900円	26,100円
支援金分	7,800円	7,800円
介護分	なし	
合計(年税額)	34,700円	33,900円

### (例2) 夫婦2人65歳以上の場合

- 課税所得 50万円  
(収入) 夫：年金 …… 200万円  
妻：年金 …… 100万円
- 固定資産税 …… 3万円
- 低所得者世帯の5割軽減  
年間2,700円増額となります。

区分	平成30年度	令和元年度
医療分	67,400円	69,100円
支援金分	21,000円	22,000円
介護分	なし	
合計(年税額)	88,400円	91,100円

問い合わせ先 住民課税務係 電話\*\*55-3080

## 行政相談員に

西澤正樹さん



西澤 正樹さん

総務大臣の委嘱を受け、西澤正樹さん（下落）が行政相談員に再任しました。任期は平成31年4月1日から令和3年3月31日までです。

「行政相談」は行政や独立行政法人などが行っている仕事への苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から、その解決や実現を図るものです。

（無料で相談でき、秘密は固く守られます）

▼相談希望・問い合わせ先

総務課総務係

TEL \* 55 - 3080

# 「軽自動車税」「自動車税」は 5月31日（金）までに納めましょう

## 軽自動車税

軽自動車税は原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車にかかる村の税金です。

毎年4月1日現在で軽自動車を所有している人へ5月上旬に納税通知書を発送します。納期限までに納税通知書に記載されている金融機関または役場窓口で納めてください。

※業者などへ廃車や譲渡の手続きを依頼したにもかかわらず、納税通知書が届いた場合は、業者などへ確認をしてください。

### 軽自動車税の減免申請

身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の人が所有する軽自動車の税金について減免を受けることができます。

ただし、一定の制限がありますので詳細は問い合わせてください。

#### 申請に必要なもの

- ① 5月上旬に送付した軽自動車税納税通知書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳  
または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 運転する人の運転免許証
- ④ 軽自動車検査証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの

#### 申込期限

5月31日(金)まで  
※必ず軽自動車税の納付前に申請してください。  
※期限内に申請がないと減免されません。

申請・問い合わせ先 住民課税務係 TEL \*\*55-3080

## 自動車税

自動車税は4月1日時点で自動車を所有している人に課税されます。お手元に届けられる納税通書により、近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは県税事務所窓口で納付してください。

なお、コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付できますので是非ご利用ください。

自動車税を納めた際に渡される領収書には「納税証明書」がついています。これは継続検査(車検)を受けるときに必要となりますので、自動車検査証と一緒に大切に保管しておいてください。

「納税通知書が届かない」、「所有していない自動車の納税通知書が届いた」、「身体障がい者などの減免を受けたい」などの相談は下記問い合わせ先までお願いします。

申請・問い合わせ先 中信県税事務所木曾事務所 TEL(0264)25-2216(直通)

## そばづくり体験 参加者募集

そばづくり（種まきからそば打ち）体験の参加者を募集します。農業経験の有無は問いません。自分でそばを打って食べたい人や食育に興味がある人の参加をお待ちしています。一部の活動は村の友好提携都市の北名古屋市の皆さんと協力して行う予定です。

### ◎目的

・そばづくりを通して、農業の楽しさを学ぶ。

・友好提携都市である北名古屋市民と友好を深める

### ◎主な内容

・そばの種まき、草刈り、刈取り、脱穀、そば打ちなど

### ◎応募締切

5月24日（金）

### ▼申し込み・問い合わせ先

産業振興課農林係

TEL\*55・3080



### ◎活動の予定

【6月】活動内容やスケジュール等についての説明会

【8月】村内の畑でそばの種まき、畑の草刈り

【9月】畑の草刈り、そば打ち体験（北名古屋市民との交流会）

【10月】そば収穫、脱穀作業

【11月】収穫したそばでそば打ち



▲昨年のそばづくり体験のようす

## 国民年金保険料 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生については申請により在学中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』が設けられています。

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、および各種学校（修業年限1年以上である過程）等ほとんどの学生が対象となります。本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安の計算  
118万円＋  
(扶養親族等の数×38万)

### ○学生納付特例の承認期間

承認を受けた月から年度末（3月）まで

○承認を受けた翌年度も在学予定である場合

4月中に再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入のうえ、返送してください。

い。申請を希望される場合は、住民課住民係またはお近くの年金事務所に申請してください。

### ○問い合わせ先

・住民課住民係

TEL\*55・3080

・松本年金事務所

TEL0263・32・5821

### 寄付を

### いただきました

3月27日、大桑村建設事業協力会（会長・半坂純孝(株)半坂土木社長）から防災関連事業に活用してほしいと10万円の寄付をいただきました。

ありがとうございました。



▲左から貴舟村長、半坂純孝(株)半坂土木社長、奥田和彦(株)奥田工業社長



保健センター

TEL \*\* 55-4003 (直通)

mail cent@vill.ookuwa.nagano.jp

藤原 ちよ 保健師

## 受動喫煙防止の取り組み マナーからルールへ

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールに変わります。

多くの人が利用する施設の屋内を原則禁煙にし、違反者には罰則も適応する内容です。段階的に施行し、令和2年4月に全面施行されます。

### 改正法の基本的考え方

- ①望まない受動喫煙をなくします。
- ②特に健康への影響が大きい子どもや患者等への配慮をします。
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施します。

### 受動喫煙対策の内容

・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等は敷地内禁煙とします。

・多数の人が利用する施設は屋内禁煙とします。

・喫煙をすることができる場所には20歳未満の人を立ち入らせてはいけません。

・屋内や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければなりません。

### 受動喫煙とは

本人は喫煙していなくてもたばこの煙を吸ってしまうことを受動喫煙と言います。日本では、受動喫煙が原因で毎年約1万5千人が死亡しています。

### 受動喫煙のリスク

たばこの煙には、ニコチン・タール・一酸化炭素の他にも70種類以上の発がん性物質が含まれています。普段たばこを吸わない人は、たばこの煙に感受性が高く、少量の煙を吸うだけでも大きな健康被害を受けるという報告があります。短期間の受動喫煙でも頭痛・頻脈・皮膚温低下・血圧上昇がおきます。

妊婦さんも注意が必要です。おな

かの中にいる胎児のうちからたばこの影響（自然流産・乳幼児突然死・気管支ぜんそく等）を受けます。また、子どもの尿からは大量のニコチン代謝物が検出されたというデータもあります。子どもたちは、自分の意志で煙から逃げられません。両親だけでなく、家族や友人等、子どもに関わる人たちへ禁煙を勧める必要があります。

### 受動喫煙をなくす唯一の対策

「たばこ臭がする」と感じたら、既に被害にあっています。それは、人が出入りする際には必ず体にたばこの煙がまとわりついて移動し、有害物質を拡散させているからです。服や髪の毛、カーテン、家具、壁等からたばこ臭を感じた時には、有害物質を吸い込み（3次喫煙）、受動喫煙の被害にあっているのです。そのため、分煙しても完全にはたばこの煙の被害はなくなりません。受動喫煙から非喫煙者の健康を守るためには、完全禁煙以外にはないのです。

### 村の取り組み

改正健康増進法に伴い、4月1日から役場庁舎と中央公民館の屋内及び屋外（敷地内）は全面禁煙となりました。

### 最後に

日本の受動喫煙対策は海外と比べると遅れています。周囲の人の健康と喫煙者本人の健康を守るため、この機会に禁煙について考えてみてはいかがでしょうか。

### 保健センターからのお知らせ

もの忘れ相談会を左記の日程で開催します。認知症・老化等による、もの忘れなどにより生活のしにくさを感じる人やご家族の相談に認知症コーディネーター松谷が応じます。お気軽にお立ち寄りください。

時間 9時～正午	
日にち	会場
5月20日(月)	中央公民館
6月20日(木)	野尻地区館
7月19日(金)	須原地区館
8月20日(火)	中央公民館
9月20日(金)	野尻地区館

### 問い合わせ先

大桑村社会福祉協議会  
Tel \* 55-3755  
福祉健康課福祉係  
Tel \* 55-4022

## こころの健康づくり標語の募集

問 福祉健康課保健係  
TEL\*55・3080

村では自殺対策事業として、「こころの健康づくり(自殺対策) 標語」を公募し、その標語を掲載した封筒を作成することで啓発活動に取り組んでいます。

今年度新たな標語を左記のとおり募集します。

○募集期間：平成31年4月25日～令和元年6月28日

○応募できる標語：こころの健康づくりや、みんなが支えあう村づくりに関する内容で20字以内

○応募先：保健センター(応募用紙は自由)

○選考方法：木曾保健福祉事務所の意見を参考に庁内にて選考

選考された標語は、村で利用する封筒に掲載されます。みなさんの応募お待ちしております。

## はかりの定期検査実施

問 産業振興課商工観光係  
TEL\*55・3080

商品の売買や体重測定等取引や証明に使用するはかりは、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

村の定期検査が左記の日程で開催されますので、はかりを持参し、必ず検査を受けてください。

○日時

6月18日(火)

14時30分から16時30分

○場所

大桑村消防団第2分団詰所(〒矢上)

※近隣町村での検査も可能です。日時等は問い合わせください。

## 看護職員募集

問 地方独立行政法人長野県立病院機構

TEL026・235・7156

地方独立行政法人長野県立病院機構では、令和2年度に採用する職員を募集します。

○採用予定職種

看護師、助産師

○採用予定日

令和2年4月1日

※既に免許・資格を持っている人については入職時期について相談に応じます。

○受験資格

次のいずれの条件も満たす人

①昭和35年4月2日以降に生まれた人

②採用予定職種に係る免許・資格を有する人(来春までに取得見込みの人を含む)

○申込書提出期限

第1回 令和元年5月27日

(月) 必着

第2回 令和元年8月5日

(月) 必着

○適性検査受験期限

第1回 令和元年6月5日

(水) までに各自ウェブ上で受験

第2回 令和元年8月15日

(木) までに各自ウェブ上で受験

で受験

○試験日(個別面接)

第1回 令和元年6月15日

(土)長野市、6月16日(日)

松本市

第2回 令和元年8月25日

(日)長野市

## 車検時の領収書・納税証明書の送付廃止について

問 中信県税事務所本曾事務所  
TEL25・2216

平成27年12月から、車検時の自動車税納税確認が電子化され、納税証明書の提示を省略できるようになりました。そのため、自動車税の減免を受けている人には、車検用納税証明書をお送りしていません。

また、自動車税を口座振替で納税している人にも、平成30年度から領収書および車検用納税証明書の送付を廃止し、納付済通知書をお送りしています。

## 新庁舎図書館 検討委員会

新庁舎に併設する図書館の開館に向け、新庁舎図書館検討委員会(おおくわ子どもの本の会会員、図書館司書有資格者、学校教諭、保育園、公民館関係者など9人で構成)を立ち上げ、平成30年10月から3月までに5回開催しました。今年度も引き続き委員会を行い、図書館のコンセプトや運営方法などについて村長に提案します。

今後、図書館に関する講演会や勉強会の開催を予定しています。開催の際は皆さんも是非ご参加いただき、意見をお寄せください。



# 6月の行事予定

1 土	小学校PTAリサイクル 阿寺溪谷ウォーキング
2 日	社協ふれあいまつり(村民体育館)
3 月	結核レントゲン検診 9:00～(村内各地)
4 火	結核レントゲン検診 9:00～(村内各地) 体カづくり教室 10:00～(野尻地区館)
5 水	
6 木	らくらく筋トレ教室 10:00～(野尻地区館)
7 金	
8 土	神津カンナ講演会(歴史民俗資料館)
9 日	分館対抗スポーツ大会 8:30～(村民体育館) 木曾郡中学校体育大会夏季大会 ・塩筑木曾中学校体育大会夏季大会
10 月	
11 火	体カづくり教室 10:00～(野尻地区館) 役場窓口業務延長日
12 水	ゴールデンシュエの日 15:00～(スポーツ公園)
13 木	らくらく筋トレ教室 10:00～(野尻地区館)
14 金	まめ習慣講座 バランス運動 10:30～(村民体育館) 小学校祖父母参観日
15 土	
16 日	
17 月	
18 火	体カづくり教室 10:00～(野尻地区館)
19 水	
20 木	もの忘れ相談 9:00～(野尻地区館) らくらく筋トレ教室 10:00～(野尻地区館) なんでも相談 13:00～(野尻地区館)
21 金	
22 土	
23 日	
24 月	
25 火	体カづくり教室 10:00～(野尻地区館) 役場窓口業務延長日
26 水	
27 木	らくらく筋トレ教室 10:00～(野尻地区館)
28 金	
29 土	
30 日	

マスコット：マナビデザイン：石ノ森章太郎

## 6月まなびましょ

生涯学習に関する問い合わせ 大桑村公民館 TEL \*\* 55-1020

教室	会場	時間	開催日
英 会 話	①	14:00	5、12、19、26
英 会 話	②	19:30	5、12、19、26
手 話	①	19:00	6
日 本 語	⑩	10:00	8、22
押 し 花	②	10:00	19
パ ッ チ ワ ー ク	①	9:30	12、26
レ ザ ー ク ラ フ ト	①	9:00	4、18
陶 芸	④	10:00	28、29
Wakuラク♪手作り倶楽部	②	10:30	19
コール・マルベリー	②	19:30	6、13、20、27
ヒ ノ キ 三 味 線	①	19:00	4、18、25
詩 吟 大 桑	⑥	13:00	4、11、18、25
大 正 琴 糸 瀬 会	③	13:00	11、25
リフレッシュヨーガ	①	19:00	5、12、19、26
ヨ ガ	②	14:00	8、22
あ ゆ み 整 体	①	19:00	10、24
フ ラ ダ ン ス < 昼 >	⑧	13:30	3、10、17
フ ラ ダ ン ス < 夜 >	③	19:30	4、11、18
大桑ダンスフレンズ	⑧	14:00	15、29
日本舞踊はなやぎ会	⑧	14:00	8、22
池 坊 仙 堂 会	③	13:00	4、18
笑 い ヨ ガ	②	13:30	27

会場 ①中央公民館、②野尻地区館、③須原地区館、④殿分館、  
⑤下在郷分館、⑥東分館、⑦野尻向分館、⑧村民体育館、  
⑨橋場分館、⑩その他

※各教室とも随時参加者を募集しています。



4月4日

小学校入学式



4月4日

中学校入学式



4月のできごと

のぞきど森林公園

ミツバツツジ・ヤマツツジ

開花情報



のぞきど森林公園では、5月の上旬から紫のミツバツツジが開花し始め、中旬からはオレンジのヤマツツジがのぞきどの山を彩ります。お誘い合わせの上、是非お越しください。

【開園期間】4月27日(土)～5月26日(日)

【場所】のぞきど森林公園

【問い合わせ先】 ☎0264-55-3080

産業振興課 商工観光係



ミツバツツジ



ヤマツツジ

村の人口

※広報4月号記載の村の人口に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

1,558世帯 (前月比 +5世帯)		男(人)	女(人)	計(人)
出生	0	1	1	
死亡	2	4	6	
転入	8	5	13	
転出	18	17	35	
総人口 (前月比)	1,782 (-12)	1,911 (-15)	3,693 (-27)	

(4月1日現在・住民基本台帳登録人数)

1,558世帯 (前月比 ±0世帯)		男(人)	女(人)	計(人)
出生	0	0	0	
死亡	0	1	1	
転入	7	8	15	
転出	4	12	16	
総人口 (前月比)	1,785 (+3)	1,906 (-5)	3,691 (-2)	

(5月1日現在・住民基本台帳登録人数)

6月の緊急当番医

日	緊急医名	電話番号
2日(日)	下島医院 (木曾町福島)	22-3238
9日(日)	古根医院 (大桑村)	55-1188
16日(日)	田沢医院 (木曾町開田)	44-2008
23日(日)	池口医院 (大桑村)	55-2002
30日(日)	大脇医院 (上松町)	52-2023

木曾病院 (木曾町福島)	TEL0264-22-2703
坂下病院 (中津川市坂下)	TEL0573-75-3118
中津川市民病院 (中津川市)	TEL0573-66-1251

表紙によせて

4月9日、大桑小学校で交通安全教室が行われ、自転車走行や歩行の基本的なルールを学びました。1、2年生は大桑村交通安全協会の指導のもと、小学校周辺を歩きました。道路を横断する際には、「左右の確認」と「手をあげて横断」することを心がけながら行っていました。2年生が1年生を先導して歩く場面もあり、後輩のできた2年生のたくましさを感じられました。